

令和9年度 府中市 幼児教育・保育の無償化のしおり (幼稚園用)

・私立幼稚園等に入園するお子さまが幼児教育・保育の無償化の対象となるためには、認定の申請手続(P2～)及び保育料補助金等の申請手続(P6～)を行う必要があります。

また、保育要件、就労状況及び世帯状況に変更がある場合や、認定区分を変更(1号から2号等)する場合は、状況変更届及び必要書類を提出(P4～)する必要があります。お忘れの無いようご注意ください。

・このしおりは、令和8年10月1日時点の制度に基づいて作成しています。内容は予告なく変更する場合がありますので、あらかじめご了承ください。変更がある場合は市ホームページ等でお知らせします。

目次

I	認定の申請手続について・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
1	新制度移行園及び認定こども園に入園する方・・・・・・・・	P 2
2	私学助成園に入園する方・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
3	認定区分について・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4	認定の申請に関する注意事項について・・・・・・・・	P 4
5	入園中の手続について(状況変更届及び必要書類の提出)・・	P 4
6	必要書類のダウンロード・・・・・・・・・・・・・・	P 5
II	補助金の申請手続について・・・・・・・・・・・・・・	P 6
1	補助金の申請手続・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
2	補助金の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
(1)	新制度移行園の補助金・・・・・・・・・・・・・・	P 7
(2)	私学助成園の補助金・・・・・・・・・・・・・・	P 7
(3)	全園共通の補助金・・・・・・・・・・・・・・	P 7
III	令和9年度年間スケジュール(予定)・・・・・・・・	P 9
IV	問合せ先・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 9

市内幼稚園一覧

新制度移行園	府中文化幼稚園	私学助成園	明星幼稚園
	府中つくし幼稚園		府中白百合幼稚園
	府中新町幼稚園		府中白百合第二幼稚園
	三光幼稚園		北山幼稚園
	武蔵野学園ひまわり幼稚園		府中ひばり幼稚園
	府中天神町幼稚園		府中白糸台幼稚園
	府中あおい幼稚園		府中わかば幼稚園
	あおい第一幼稚園		

I 認定の申請手続について・・・申請期限：施設にご確認ください

1 新制度移行園及び認定こども園に入園する方

【対象者】 預かり保育料の補助金を希望しない方

- (1) 全員提出が必要な書類
ア 子どものための教育・保育給付に係る認定申請書
イ 【表1】の書類（世帯主の個人番号(マイナンバー)確認書類及び本人確認書類の写し）
- (2) 該当する方のみ提出が必要な書類
【表2】及び【表3】の要件に該当する方は、各表に記載の必要書類をご提出ください。

【対象者】 預かり保育料の補助金を希望する方

- (1) 全員提出が必要な書類
ア 子どものための教育・保育給付に係る認定申請書
イ 【表1】の書類（世帯主の個人番号(マイナンバー)確認書類及び本人確認書類の写し）
ウ 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼届出書
エ 【表4】の書類（父母の保育要件確認のための書類） ※ 父母それぞれ提出が必要となります
- (2) 該当する方のみ提出が必要な書類
【表2】及び【表3】の要件に該当する方は、各表に記載の必要書類をご提出ください。
- (3) 満3歳児クラスに入園する方のみ提出が必要な書類
保育の必要性の確認届出書

2 私学助成園に入園する方

【対象者】 預かり保育料の補助金を希望しない方

- (1) 全員提出が必要な書類
ア 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼届出書
イ 【表1】の書類（世帯主の個人番号(マイナンバー)確認書類及び本人確認書類の写し）
- (2) 該当する方のみ提出が必要な書類
【表2】及び【表3】の要件に該当する方は、各表に記載の必要書類をご提出ください。

【対象者】 預かり保育料の補助金を希望する方

- (1) 全員提出が必要な書類
ア 子育てのための施設等利用給付認定・変更申請書兼届出書
イ 【表1】の書類（世帯主の個人番号(マイナンバー)確認書類及び本人確認書類の写し）
ウ 【表4】の書類（父母の保育要件確認のための書類） ※ 父母それぞれ提出が必要となります
- (2) 該当する方のみ提出が必要な書類
【表2】及び【表3】の要件に該当する方は、各表に記載の必要書類をご提出ください。
- (3) 満3歳児クラスに入園する方のみ提出が必要な書類
保育の必要性の確認届出書

【表1】 世帯主の個人番号（マイナンバー）確認書類及び本人確認書類の写し

I 個人番号確認書類 ①～③のいずれか1点	① マイナンバーカード（裏面） ② 個人番号通知カード ③ マイナンバーが記載されている住民票の写し	
	(A)顔写真付きの証明書1点 ● マイナンバーカード（表面） ● 運転免許証 ● 旅券(パスポート) ● 在留カード 等	(B)顔写真のない証明書2点 ● 資格確認書 ● 児童扶養手当証書 ● 国民年金手帳 ● キャッシュカード 等
II 本人確認書類 (A)又は(B)のいずれかをご準備ください。		

【表2】 年間収入申告書及び給与証明等の収入を証明する書類又は市（都）民税申告書受付書の写し

要 件	必要書類
令和8年1月1日時点で国内に住民票のない方	令和7年分の年間収入申告書（★）及び給与証明等
令和9年1月1日時点で国内に住民票のない方	令和8年分の年間収入申告書（★）及び給与証明等
市（都）民税が未申告の方	市民税課にて市民税を申告のうえ、市（都）民税申告書受付書の写しを提出してください。

※ （★）のついた書類は、府中市保育支援課の様式で作成してください。

<備 考>

保育料等の補助額、施設等利用給付認定（3号認定）及び新制度移行園における副食費免除の該当有無は、市町村民税所得割課税額を基に判定します。必要書類の提出が無い場合は、課税額の確認ができないため、保育料等の補助額については【別表1】の最高階層（市町村民税所得割課税額が256,300円を超える世帯）を適用し、施設等利用給付認定（3号認定）及び副食費免除については該当なしとします。

なお、4月～8月分（前期）は令和8年度の市市民税所得割額を基に、9月～3月分（後期）は令和9年度の市市民税所得割額を基にそれぞれ決定します。

【表3】 その他

要 件	必要書類
生活保護法第6条第2項に規定する要保護者	生活保護受給証明書
母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養している者	(1) ひとり親家庭状況申告書（★） (2) ひとり親を証明する書類（「ひとり親家庭状況申告書」の裏面参照。）
身体障害者福祉法第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）	身体障害者手帳の写し
療育手帳制度要綱の規定により療育手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）	療育手帳の写し
精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条第2項の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者（在宅の者に限る。）	精神障害者保健福祉手帳の写し
特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児童（在宅の者に限る。）	当年度の特別児童扶養手当証書の写し
国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金の受給者その他適当な者（在宅の者に限る。）	年金証書又は年金振込通知書の写し

※（★）のついた書類は、府中市保育支援課の様式で作成してください。

【表4】 父母の保育要件確認のための書類 ※ 父母の両方につき提出が必要となります。

状況	必要書類	備 考	認定期間
就労	(1) 就労証明書（★） (2) 自営業をしていることが分かる書類（自営業の方のみ）	(1) 契約上の就労時間が月48時間以上であることが必要です。 (2) 証明日が認定希望日から6か月以上前である場合は、使用できません。 (3) 自営業の方は、「自営業をしていることが分かる書類」として、個人事業の開業届、法人の登記事項証明書（法人役員の場合）、営業許可証、最新の確定申告書（第一表・二表）の写し等のうち、 <u>いずれか1点を提出してください。</u>	就労期間
求職活動	(1) 求職活動誓約書（★） (2) 求職活動をしていることが分かる書類	(1) 「求職活動をしていることが分かる書類」として、公共職業安定所の登録証若しくは受付票の写し又は求人情報サイトの利用登録画面の写し等のうち、 <u>いずれか1点を提出してください。</u> (2) <u>同じ保護者が引き続き「求職活動」を事由として認定の有効期間延長をすることはできません。</u>	認定開始日から起算して89日を経過する日が属する月の末日まで
妊娠・出産	母子健康手帳の写し	保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページを提出してください（府中市発行の母子健康手帳の場合、該当ページは1頁及び4頁です。）。	出産予定月の前後2か月間
育児休業	就労証明書（★）	(1) <u>入園日時時点で就労をしていた方に限り、認定を受けることができます。</u> (2) 入園日時時点で育児休業中の方は、 <u>復職日以降に認定を受けることができます。</u>	育児休業の終了日が属する月の末日まで
就学	(1) 在学証明書（★）又は学校発行の在学証明書 (2) 時間割	証明日が認定希望日から6か月以上前である場合は、使用できません。	在学期間
傷病・障害	障害者手帳の写し又は医師の診断書（★）	(1) 身体障害者手帳は、等級の他に障害名が分かる部分の写しを提出してください。 (2) 医師の診断書は、証明日が認定希望日から1年以上前のものは、使用できません。	各事由が生じている期間
介護・看護	(1) 介（看）護状況届出書（★） (2) 被介護者に関する書類又は医師の診断書（★）	(1) 「被介護者に関する書類」として、介護保険被保険者証、ケアプランの要介護度が分かる部分の写し、障害者手帳の写し（等級の他に障害名が分かる部分）又は医師の診断書のうち、 <u>いずれか1点を提出してください。</u> (2) 医師の診断書は、証明日が認定希望日から1年以上前のものは、使用できません。	
災害復旧	(1) 罹災証明書 (2) 復旧活動内容のスケジュールが分かるもの	災害復旧は、仕事・ボランティアは除きます。	

※（★）のついた書類は、府中市保育支援課の様式で作成してください。

3 認定区分について

(1) 新制度移行園に入園する方の認定区分

教育・保育給付認定の1号認定となります。また、預かり保育を利用する方で、保育の必要性の認定を受けた方は、教育・保育給付認定の1号認定に加えて、施設等利用給付認定の2号認定又は3号認定となります（3号認定は、非課税世帯の満3歳児のみ対象です。）。

クラス年齢	世帯の課税状況	保育の必要性	認定区分	預かり保育料補助金
満3歳児 (※1)	課税世帯	あり	教育・保育給付認定(1号)のみ	対象
		なし	(※2)	対象外
	非課税世帯	あり	教育・保育給付認定(1号) 施設等利用給付認定(3号)	対象
		なし	教育・保育給付認定(1号)のみ	対象外
年少～年長	全ての世帯	あり	教育・保育給付認定(1号) 施設等利用給付認定(2号)	対象
		なし	教育・保育給付認定(1号)のみ	対象外

(2) 私学助成園に入園する方の認定区分

保育の必要性の認定を受けていない方は、施設等利用給付認定の1号認定となります。預かり保育を利用する方で、保育の必要性の認定を受けた方は、2号認定又は3号認定となります（3号認定は、非課税世帯の満3歳児のみ対象です。）。

クラス年齢	世帯の課税状況	保育の必要性	認定区分	預かり保育料補助金
満3歳児 (※1)	課税世帯	あり	1号(※2)	対象
		なし	1号	対象外
	非課税世帯	あり	3号	対象
		なし	1号	対象外
年少～年長	全ての世帯	あり	2号	対象
		なし	1号	対象外

※1 満3歳児とは、令和9年度中に満3歳の誕生日を迎える児童をいいます。満3歳になる誕生日の前日から、認定を受けることができます。

※2 「保育の必要性」が認められる場合、認定区分は1号認定となりますが、満3歳になる誕生日の前日の利用分から、預かり保育料に対する補助金の給付対象となります。

4 認定の申請に関する注意事項について

認定開始日は、原則、認定のために必要となる書類が全て提出された日からとなります。遡って認定することはできませんので、ご注意ください。

5 入園中の手続について（状況変更届及び必要書類の提出）

【対象者】 次のいずれかに該当する方

- ① 保育要件(就労・妊娠・出産、育児休業の取得・延長、復職、求職活動等)、就労状況(退職、転職等)又は世帯状況(住所、婚姻、離婚等)等に変更のある方
- ② 認定区分を変更する方(1号から2号、2号から1号)

<提出方法>

次の「状況変更届提出フォーム」から、【表5】に記載の必要書類を提出してください。

なお、必要書類は「6 必要書類のダウンロード（市ホームページ）」からダウンロードしてください。

状況変更届提出フォーム



【表5】 状況変更届の必要書類

状況変更の内容	必要書類
求職活動→就労	就労証明書（★）（※1）
就労→求職活動	(1) 求職活動誓約書（★） (2) 求職活動をしていることが分かる書類（ハローワークの登録証若しくは受付票の写し又は求人情報サイトの利用登録画面の写し等）
妊娠・出産	母子健康手帳の写し（保護者の氏名・住所欄及び分娩予定日が分かるページ） ※ 府中市発行の母子健康手帳の場合、該当ページは1頁及び4頁です。
育児休業の取得	就労証明書（★）又は会社発行の書類（育休期間が記載されているもの）
育児休業の延長	就労証明書（★）又は会社発行の書類（延長後の育休期間が記載されているもの）
育児休業又は産休→復職	就労証明書（証明日が復職日以降のもの）（★）（※1）
転職	就労証明書（★）（※1）
住所・氏名・世帯主 連絡先等の変更	必要書類なし（フォームの申請のみ必要）
婚姻	保育要件確認のための書類（2号認定の場合）（※2）
離婚	(1) ひとり親家庭状況申告書（★）（※2） (2) ひとり親を証明する書類（「ひとり親家庭状況申告書」の裏面参照。）
認定区分の変更 （1号から2号）	保育要件確認のための書類（就労証明書等）
認定区分の変更 （2号から1号）	必要書類なし（フォームの申請のみ必要）

※（★）のついた書類は、府中市保育支援課の様式で作成してください。

※1 認定希望日（就労開始日）までに就労証明書を提出できない場合は、**就労開始日前に「状況変更届提出フォーム」から、就労証明書を添付せず、変更希望の申請を行ってください。その後、認定希望日（就労開始日）から1か月以内に、同フォームから就労証明書を提出してください。**これらの要件を満たした場合に限り、認定希望日（就労開始日）から認定します。

※2 補助金の振込先口座を変更する場合、必ず口座変更の手続きをしてください。

6 必要書類のダウンロード（市ホームページ）

申請に必要な書類は、次の市ホームページからダウンロードすることができます。

[府中市ホームページ](#)>[子育て・教育](#)>[教育](#)>[幼稚園](#)>[必要書類のダウンロード（幼稚園）](#)

<URL>

[必要書類のダウンロード（幼稚園）](#) [東京都府中市ホームページ](#)

書類ダウンロード
（市ホームページ）



Ⅱ 補助金の申請手続について・・・・・・・・・・申請期限：入園日まで

1 補助金の申請手続

(1) 保育料補助金等の申請手続

【対象者】令和9年度新規入園児 ※ 全員申請が必要です。

<申請方法>

右の「保育料補助金等申請フォーム」から申請してください。

保育料補助金等申請フォーム



(2) 入園料補助金の申請手続

【対象者】

令和9年度新規入園児で、入園日時点において府中市に住民登録のある方

<申請方法>

右の「入園料補助金申請フォーム」から申請してください。

※ 入園料補助金は、「(1) 保育料補助金等の申請手続」にて、「保育料補助金等申請フォーム」に登録した口座と同一の口座に振り込みを行います。

入園料補助金申請フォーム



(3) 注意事項

ア 1つのメールアドレスにつき、1回のみご申請いただけます。兄弟姉妹がいる場合は、全員分をまとめてご申請ください。

イ 申請が完了すると、登録したメールアドレス宛に「送信完了」のメールが送信されます。こちらのメールの受信をもって、手続完了となります。

ウ 補助金の振込先の口座情報を変更する場合は、次の「口座情報変更申請フォーム」から申請してください。

口座情報変更申請フォーム



2 補助金の内容

補助金の内容は、新制度移行園と私学助成園とで異なります。

(1) 新制度移行園の補助金	全員対象	保育料補助金
	該当者のみ対象	副食費の免除
		実費徴収費用に対する補足給付補助金
(2) 私学助成園の補助金	全員対象	保育料補助金
	該当者のみ対象	副食費補助金
(3) 全園共通の補助金	該当者のみ対象	入園料補助金
		保育料補助金（2歳児クラス）
		預かり保育料補助金

※ 補助金の内容は令和8年度のもとなります。令和9年度の内容が決定しましたら、市ホームページにてお知らせします（3月下旬頃）。

(1) 新制度移行園の補助金

保育料補助金：月額 6,300円～10,700円

【対象者】新制度移行園の満3歳児～年長クラスの園児

特定負担額（教育充実費等）、その他納付金（冷暖房費等）及び入園料が対象となります。

- ※ バス代や給食費等、実費徴収される費用は対象外です。
- ※ その他納付金を年額でお支払いされている場合は、月額に換算します。
- ※ 8ページの【別表1】の金額に、4,500円を加えた金額が補助上限額になります。

副食費の免除

【対象者】次のいずれかに該当する方

- ① 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である世帯の満3歳以上の園児
- ② 小学校第3学年修了前の子どもが3人以上いる世帯の3番目以降の満3歳以上の園児

教育時間中に提供されたものが対象となります。

- ※ 長期休業期間や教育時間後の預かり保育中に提供したものは対象外です。

実費徴収費用に対する補足給付補助金：月額 2,800円(上限)

【対象者】次のいずれかに該当する方

- ① 生活保護法による被保護世帯の満3歳以上の園児
- ② 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付を受給する世帯の満3歳以上の園児

教育時間中の使用のために、園が保護者から金銭を徴収し購入した物品等の費用が対象となります。

- ※ 給食費、PTA会費等は対象外です。

(2) 私学助成園の補助金

保育料補助金：月額 34,300円～38,700円

【対象者】私学助成園の満3歳児～年長クラスの園児

保育料、その他納付金（冷暖房費等）及び入園料が対象となります。

- ※ バス代や給食費等、その他実費徴収される費用は対象外です。
- ※ その他納付金を年額でお支払いされている場合は、月額に換算します。
- ※ 8ページの【別表1】の金額に、32,500円を加えた金額が補助上限額になります。

副食費補助金：月額 5,100円(上限)

【対象者】次のいずれかに該当する方

- ① 市町村民税所得割合算額が77,101円未満である世帯の満3歳以上の園児
- ② 小学校第3学年修了前の子どもが3人以上いる世帯の3番目以降の満3歳以上の園児

教育時間中に提供されたものが対象となります。

- ※ 長期休業期間や教育時間後の預かり保育中に提供したものは対象外です。

(3) 全園共通の補助金

入園料補助金：30,000円(上限)

【対象者】 令和9年度新規入園児で、入園日時点において府中市に住民登録のある方

- ※ 国立の幼稚園に入園した方は、対象となりません。
- ※ 入園後に府中市に転入した方及び入園料納付後に入園を辞退した方は対象となりません。
- ※ 園児1人につき年度に1回お申込みいただけます。異なる年度であれば、転園等により他の幼稚園に入園した場合も、補助の対象となります。
- ※ 満3歳になる前から幼稚園を利用している方は、満3歳になる誕生日の前日が入園日となります。そのため、満3歳になる誕生日の前日より前に退園した方や転出した方は、入園料を納付していても、対象となりません。

入園料が30,000円未満の場合は、実支払額が上限となります。

保育料補助金(2歳児クラス)：月額 32,000円～36,400円

【対象者】 私立幼稚園等の2歳児クラスに通う園児

- ※ 2歳児クラスとは、2歳になってから最初に迎える4月1日から、満3歳になる誕生日の前々日まで在籍することのできるクラスをいいます。

保育料及びその他納付金(冷暖房費等)が対象となります。

- ※ バス代や給食費等、その他実費徴収される費用は対象外です。
- ※ その他納付金を年額でお支払いされている場合は、月額に換算します。
- ※ 8ページの【別表1】の金額に30,200円を加えた金額が補助上限額になります。

預かり保育料補助金：日額 900円(上限)

【対象者】 「子育てのための施設等利用給付認定(2号認定又は3号認定)」を受けている園児又は「保育の必要性の認定」を受けた満3歳児クラスの園児

利用日数×900円又は実支払額のうち、いずれか低い額が補助額となります。

- ※ 月額上限は、年少クラス以上は22,600円、満3歳児が32,600円です。
- ※ 通園している幼稚園の預かり保育が「年間200日未満の実施」又は「教育時間と合わせて平日8時間未満」の場合は、認可外保育施設等の一時預かり事業や病児保育事業の利用料についても、上限額の範囲で無償化の対象となります。
- ※ 年度途中で満3歳になる園児で、「私立幼稚園等保育料補助金(満3歳児預かり保育料分)」に係る保育の必要性の確認届出書」及び父母の両方につき「保育要件確認のための書類(就労証明書等)」を保育支援課に提出している場合は、満3歳になる誕生日の前日の利用分から、預かり保育料に対する補助金の給付対象となります。

【別表1】保育料補助金(都分)補助金額一覧(月額)

補助区分		第1子	第2子	第3子以降
1	生活保護世帯	6,200円	6,200円	6,200円
	市町村民税所得割非課税世帯(ひとり親世帯等に限る。)			
2	市町村民税所得割非課税世帯(ひとり親世帯等を除く。)	3,200円	6,200円	6,200円
	市町村民税所得割課税額が77,100円以下となる世帯(ひとり親世帯等に限る。)			
3	市町村民税所得割課税額が77,100円以下となる世帯(ひとり親世帯等を除く。)	1,800円	1,800円	6,200円
4	市町村民税所得割課税額が77,100円を超え211,200円以下となる世帯	1,800円	1,800円	5,600円
5	市町村民税所得割課税額が211,200円を超え256,300円以下となる世帯	1,800円	1,800円	5,000円
6	市町村民税所得割課税額が256,300円を超える世帯	1,800円	1,800円	1,800円

Ⅲ 令和9年度年間スケジュール（予定）

年	内容	注意事項
令和9年 3月下旬	認定通知書の発送	新規申請者及び認定変更者のみ送付します。
3月31日	★保育料補助金等申込み締切日	<u>令和9年度の在園児全員が対象です。</u> 6ページの二次元コードよりご申請ください。
	【4月入園分】 入園料補助金申込み締切日	<u>令和9年4月新規入園者のみ対象です。</u> 6ページの二次元コードよりご申請ください。
6月下旬	【4月入園分】 入園料補助金の振込	年度途中に入園した方には、随時振込を行います。
8月下旬	【4～6月分】 保育料補助金等保護者償還	代理受領を行っていない市外の幼稚園に通う方のみ対象です。
	【4～6月分】 預かり保育料補助金保護者償還	給付対象となるためには、お手続きが必要です。 詳細は6ページをご参照ください。
10月下旬	【4～8月分】 保育料補助金等保護者償還	対象となる方には、10月下旬頃に通知書にてお知らせします。
	【4～8月分】 副食費・補足給付補助金保護者償還	対象となる方には、10月下旬頃に通知書にてお知らせします。
11月下旬	【7～9月分】 保育料補助金等保護者償還	代理受領を行っていない市外の幼稚園に通う方のみ対象です。
	【7～9月分】 預かり保育料補助金保護者償還	給付対象となるためには、お手続きが必要です。 詳細は6ページをご参照ください。
令和10年 2月下旬	【10～12月分】 保育料補助金等保護者償還	代理受領を行っていない市外の幼稚園に通う方のみ対象です。
	【10～12月分】 預かり保育料補助金保護者償還	給付対象となるためには、お手続きが必要です。 詳細は6ページをご参照ください。
3月3日	★令和9年度保育料補助金等・入園料 補助金申込み最終締切日	期日内にお申込みがない場合、お支払いできませんのでご注意ください。
5月	【1～3月分】 保育料補助金等保護者償還	代理受領を行っていない市外の幼稚園に通う方のみ対象です。
	【1～3月分】 預かり保育料補助金保護者償還	給付対象となるためには、お手続きが必要です。 詳細は6ページをご参照ください。
	【9～3月分】 保育料補助金等保護者償還	対象となる方には、5月に通知書にてお知らせします。
	【9～3月分】 副食費・補足給付補助金保護者償還	対象となる方には、5月に通知書にてお知らせします。

Ⅳ 問合せ先

府中市子ども家庭部保育支援課給付審査係

電話 042(335)4004

住所 〒183-8703 府中市宮西町2丁目24番地

府中市役所 おもや3階 保育支援課

★本冊子の内容は、府中市ホームページにも掲載しております。

右の二次元コードよりご確認ください。

▼ 府中市ホームページ
(幼稚園)



(令和9年4月予定)

- … 市立保育所
- … 私立保育園
- ▲ … 地域型保育事業
- ★ … 私立幼稚園

